

震災復興都市計画事業をめぐる利害対立

中央大学 谷下雅義*

兵庫県南部地震は低層木造住宅密集市街地を中心に大きな被害をもたらした。そこでは道路や公園といったオープンスペースが未整備であったこと、そして建物の不燃化が進んでいなかったことが被害を拡大させた大きな要因であった。これを受けて震災から2ヶ月後の平成7年3月土地区画整理事業、都市再開発事業が都市計画決定された。しかしこの復興まちづくりは行政、住民そしてこれを支援している多くの一般国民の思い通りに進んでいるとは言い難い。依然として行政と住民の対立が続いている地区もある。本研究は現在どのような利害対立が生じており、それをどのように乗り越えようとしているか、について現地調査をもとに整理、意味解釈を行うものである。

1. はじめに

ノースリッジ地震からちょうど一年後に発生した兵庫県南部地震は、阪神・淡路地域に死者6,308名、全半壊棟数約21万棟、焼失面積約66ha、被災総額約9兆5千億円（平成8年5月現在）という甚大な被害をもたらした。特に、インナーエリアと呼ばれる、低層の木造住宅が密集し、道路や公園等が十分整備されておらず、オープンスペースが少なかった地域では、被害が大きかった。建物の倒壊、道路の閉塞が避難行動の障害となり、火災が発生した地域では消防活動をも困難にし、被害を拡大させた。

震災後、神戸市では復興都市計画の策定が始まられた。「震災復興緊急整備条例」（平成7年2月16日施行）により、5,887haが震災復興促進区域として決定し、24地区(1,225ha)が重点復興地域として選ばれた。また平成7年3月17日には6地区(150.5ha)を震災復興都市計画事業区域として決定した。都市計画事業地区は、被災前の状況及び被災状況、さらには市の将来計画にもとづいて、厳しい予算制約のなかで決定された¹⁾。

以来、1年半以上の年月が経過し、現在、行政とまちづくり協議会（略称：まち協）が中心となって懸命に復興への取組みがなされている。地元住民ばかりでなく、多くの国民が阪神・淡路地域の復興を望んでいるにもかかわらず、この震災復興都市計画は

順調に進展しているとはいがたい。一部の地区においては依然として住民による強い反対運動が展開されているともきく。

では、現在どのような利害対立が生じており、各地区においてそれをどのように乗り越えようとしているのであろうか？本研究は、都市計画事業区域、中でも土地区画整理事業区域に着目して、現地調査をもとに利害対立状況について整理するとともに、そこでの利害対立構造及びその解消のために行われている試みについて意味解釈を行うことを目的とする。低層の木造住宅密集市街地は何も阪神・淡路地域だけに存在するのではない。また都市計画事業もこの地域だけで行われているのではない。著者はこのような調査により我国における復興及び平常時の都市計画についての示唆が得られると考えている。

2. 震災復興土地区画整理事業と利害対立

(1)震災復興都市計画としての土地区画整理事業

従来より、土地区画整理事業は災害復興まちづくりの主要な手法とされてきた²⁾。関東大震災後、東京・横浜復興のために特別都市計画法（1923年）が、第2次世界大戦後の戦災復興のために特別都市計画法（1946年）が制定され、それにもとづいて土地区画整理事業が実施された。また1976年の酒田市大火の際にも、その復興のための土地区画整理事業が行われた。阪神・淡路大震災においても復興のための手段として土地区画整理事業が行われることとなった。

キーワード：震災復興都市計画事業、まちづくり協議会

* 中央大学理工学部、03-3817-1810

平成7年3月17日、3市1町10地区 221.4haについて土地区画整理事業の都市計画決定がなされた（同年8月、尼崎市築地地区 13.7ha が都市計画決定された）。この事業は図1の手順で進められるが、都市計画決定以降の進行状況は地区によってかなり

異なる（表1参照）。いくつかの地区では依然として事業計画決定がなされていない状況にある。では、復興のために決定された事業がどうしてすすまないのか？ここでは、この事業の内容とその決定手続の両面から整理する。

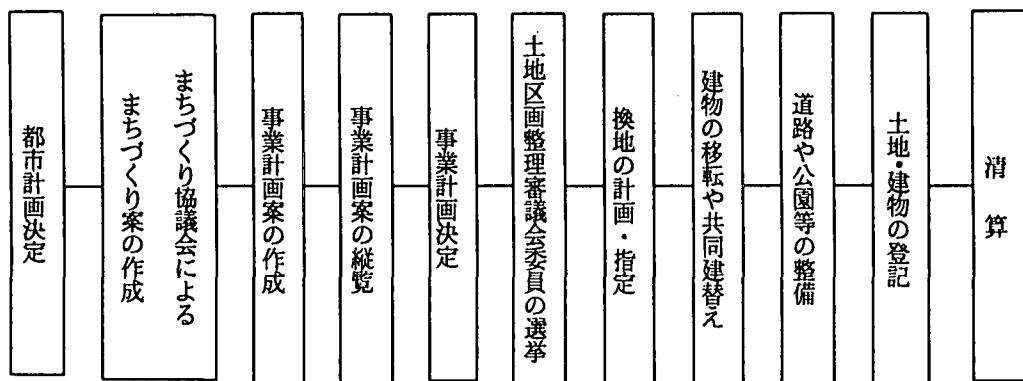


図1 震災復興土地区画整理事業の流れ（神戸市）

地区名 (面積:ha) 倒壊・焼失率(%)	神戸市						
	森南 (16.7) 65	六甲道駅北 (16.1) 60	六甲道駅西 (3.6) 80	松本 (8.9) 80	御菅東 (5.6) 90	御菅西 (4.5) 80	
まち協結成 事業計画決定 仮換地指定	H7.4.8	H7.11.15 H8.11.6	H7.5.14 H8.3.26 H8.11.6	H7.5.7 H8.3.26 H8.11.6	H7.6.18 H8.11.6	H7.4.23	
神戸市			芦屋市		北淡町		
地区名 (面積:ha) 倒壊・焼失率(%)	新長田駅北 (42.6) 65	鷹取東第一 (8.5) 90	鷹取東第二 (18.1) 90	中央 (13.4) 65	西部 (21.2) 80	富島 (20.5) 70	
まち協結成 事業計画決定 仮換地指定	H8.6.13 H8.7.9 H8.12	H7.7.2 H7.11.30 H8.8.28	H8.2.25	H7.8.2 H8.6.17	H7.3.12	*	
H8.11.6		西宮市		尼崎市			
地区名 (面積:ha) 倒壊・焼失率(%)	森具 (10.5) 70	北口 (31.2) 80	築地 (13.7) 60				
まち協結成 事業計画決定 仮換地指定	H7.4.16 H8.2.29	H7.11.3 H8.11.6	H7.2.10 H7.12.27				

注) まち協の欄は、地区全域で協議会が成立した年月日を示す。

仮換地指定は、地区全体ではなく、ある街区に初めて指定があった年月日を示す。

倒壊・焼失率は筆者が入手した資料及び被災地図から読み取ったおよその数値である。

北淡町では自治会、商工会代表等からなる復興協議会がH7.3.26に結成されている。

表1 震災復興土地区画整理事業の地元状況（平成8年11月7日時点で著者が把握している状況）

a) 土地区画整理事業の内容^③

この手法は、区域内の各土地所有者が少しづつ土地を供出し（減歩という）、その土地を集めて、道路や公園といった公共施設を整備し、各宅地を整形して再配置する（換地という）という手法である。用地買収方式と異なり、原理的には転出者ではなく、公共施設整備に必要な土地を公平に負担し、施設整備ならびに宅地の利用増進に伴い発生する開発利益を公平に享受することができる、というメリットを有している。被害が大きかった地域では、行き止まり路や狭隘な道路が多く、公園が十分に整備されていなかった。狭小な宅地や接道条件を満たさない宅地が多く、権利も錯綜していたため、建物の更新が困難となり、結果として被害を拡大させた。こうした地域では公共施設の整備と街区を再整備によって宅地の利用の増進を図ることが必要である。土地区画整理事業はその実現手段として選択された。建物が密集している場合、事業費、特に建物移転費が膨大となるが、倒壊、焼失した地域ではその費用が小さいことも、この事業を選択する一つの要因であったといえる。

一方で、この事業は、手続きが非常に複雑であり、また終了までに長期間を要する。さらには住民の多くは、道路や公園の整備は用地買収で行われるものだと認識していることから、減歩・換地というシステムを理解することが困難である。これらに加えて、小規模宅地は必ずしも従前と同じ床面積を有する建物を建てられない可能性がある。またあくまでも土地を扱う事業であり、上物はこの事業からは切り離

されている。そのため、借家人は無関係であり、また参加する地権者にとっても、事業終了後、どのような建物が建ち、どのようなまちがつくられ、そこでどのような生活をすることになるのか、についてはっきりした展望を持つことが困難である。この減歩・換地というシステムを採用することによって、理解ができない、そして短期的に見れば不利益を被ると感じる関係住民が反対する。施行者は事業の内容、そしてこれらの課題を克服するための施策について関係住民にわかりやすく説明し、住民がこの事業を理解した上で、進めていく必要がある。

b) 土地区画整理事業の都市計画決定^{④⑤⑥}

現行の建築基準法 84 条では、被災後の建築制限を 2 ヶ月までとしており、タイムリミットの平成 7 年 3 月 17 日に都市計画決定がなされた。都市計画決定は図 2 の流れでなされるが、都市計画地方審議会をめぐっては傍聴を求める住民とそれを認めないとする行政側の対立が生じた。被災は住民にとって物理的ばかりでなく、心理的にも大きな損失をもたらすものであったが、地区画整理事業の仕組みが十分理解できない、もしくは決定されるという意思決定過程が不透明なままなされるということが、住民にとって損失として映ったためである。確かに今回の都市計画決定では、関係住民と協議をして決定するというプロセスが十分であったとはいえない。被災による混乱の中、縦覧がなされ、意見書についても提出すること自体困難であった。また提出された意見書についても十分審議尽くされたとはいいがたい。

貝原兵庫県知事は「今回の決定はあくまで骨格部分

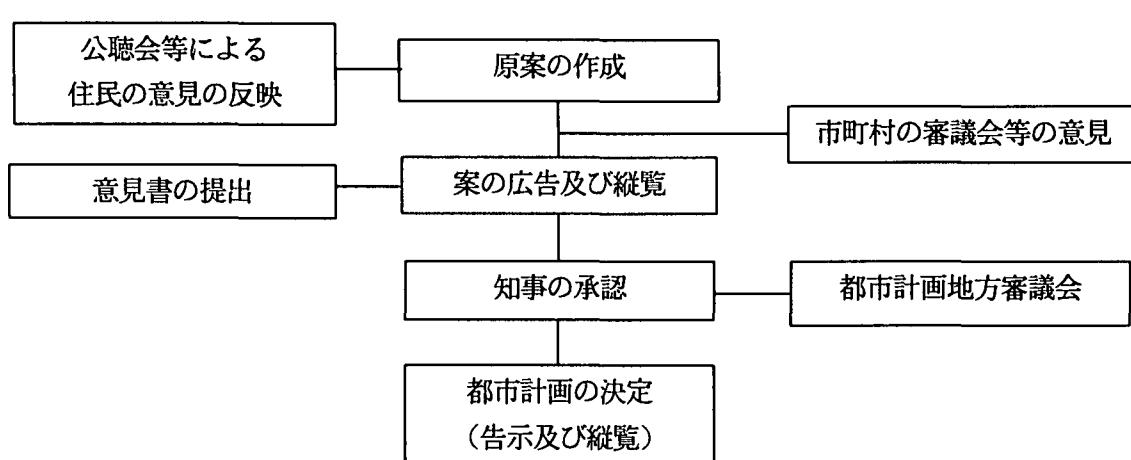


図 2 都市計画決定の流れ（市町村決定）

にすぎない」「細部は関係市町が住民と協議して 9 月か 10 月までを目標に 2 段階決定する⁽¹⁾」と表明した。これは現行の都市計画決定手続が住民との利害調整手続きとして十分ではない、との現れであるといえる。このことは震災に限ったことではなく、我国の都市計画決定手続が有する課題であり、今後の重要な研究課題である。

しかし実質的には、都市計画決定は公権力を有している。行政は長期的、広域的な視点から都市計画決定を行っていると考えられるし、早期の事業実施を求める住民もいる。一部住民が不平不満を述べるだけで、取り消されるものではないことに留意すべきである⁽²⁾。

(2) 震災復興土地区画整理事業をめぐる利害対立

以上、利害対立には、事業の決定手続をめぐる対立と事業の内容をめぐる対立が存在する。これらの要因が相互に影響を与え、利害対立を拡大させていく。事業の内容をよく理解できないことが、事業の決定手續がおかしいという争点を作り出し、事業の決定手續が納得できないことが、事業の内容自体も納得できないという争点をつくりだすという構造を有している。筆者が公共事業用地取得について調査して把握できたことと同様の事態が生じていると解釈できる⁷⁾。

しかし、復興事業の遅れは、事業者にとっては、事業費の増大となる。また関係住民にとっては早期の復興により得られる、不動産そしてコミュニティの再建という便益を失っていることになる。加えてほとんど被災せず、事業を不要とする住民と事業により一日も早いまちの復興を求める住民との対立も見られる。事業後も当該地区で生活を続けるのであれば、この対立は互いの満足度の低下をもたらす。遅延は望ましいものではないことを認識していくながらも、対立し続けるという一種のジレンマ構造にあることができる。

現在、各地区ではこのジレンマで表現される対立構造を乗り越えようとさまざまな試みがなされてきている。次に、実際の地区での具体的な対立状況を示すとともにどのような試みがなされてきたかについて述べることとする。

3. ケーススタディ

ここでは、芦屋市中央地区と事業の進行が比較的スムーズであった神戸市鷹取東地区を取り上げて、震災後、どのような主体がいかなる活動を行ってきたかについて述べる。

(1) 芦屋市中央地区（約 13.4ha）^{8),9)}

a) 地区の概要

被災前は商店街と住宅が混在する地域であり、震災による全半壊率は約 65% と他の土地区画整理事業がなされない地区と比較して高かった。被災前には地区の一部で再開発の計画が検討されていたが、具体的な住民のまちづくり活動は行われていなかった。

b) 震災後の経緯

被災後、強い反対運動が発生したのは、同じく土地区画整理事業が決定された西部地区であった。ここではいち早く住民アンケートが行われ、ほとんどの住民が反対との結果をまとめ、市に意見書を提出、住民一丸となって抗議を行った。その後、提訴の動きも見られたが、市長が住民と話し合う意向を示し、市との協議が進められることになった。その後、西部地区では大学の建築の先生、弁護士、区画整理コンサルタントの専門家が地区の勉強会、学習会に参加し、地区の目標像づくり、そしてその実現手段としての土地区画整理事業の是非について議論を行っている。

一方、中央地区は市の要請で平成 7 年 8 月に組織された「まちづくり協議会」が 9 月に分裂し、もう一つの組織として「住民の会」が作られた。「まちづくり協議会」は住民の代表機関であるため、総会を開催し、そこで賛成を得て意思決定を行うことが必要である。しかし、この総会は結成後 1 年以上開催されず、また初めて開催された総会も、手続き論に終始し、これからどんなまちを目指すのか？そしてその目標像を実現するためにどんな規制や事業をすすめていくべきかという、まちづくりの議論はなされなかった。その後、まちづくり協議会の総会は平成 8 年 11 月まで開催されなかった。市そして事業主体である住宅・都市整備公団はこの間、事業手続きを進めた。平成 8 年 4 月～5 月に建設省への意見陳述が行われ、同年 6 月に事業計画に対して建設大臣

認可が行われた。同年9月に入って一部住民は事業計画決定を不服として提訴した。執行不停止の原則（行政事件訴訟法25条）により、事業手続は進められ、同年10月には土地区画整理審議会の委員選挙がおこなわれた。

c)まとめ

中央地区の「まちづくり協議会」は神戸市とは異なり、条例にもとづいて市長の認定を受けたものではない。また協議会では住民間の利害の調整という役割が求められるが、協議会の役員の多くは都市計画、まちづくりについてこれまで知識も経験もほとんどなく、負担が大きかった。加えてこの地区では住民組織が分裂したために、協議会の役員会はまちづくりの協議に専念することができず、住民の会とどうつきあうか？どうやったら負けないか？などの論点が避けられなかった。住民の会についても代替案を提示したものの、それが制度的、財源的にどのように実現できるのか？それが現在の事業計画案より具体的に関係住民にとってどのように望ましいのかについて十分議論されているとはいがたい。住民間の対立が解消されないまま事業が進められており、今後の展開にも十分注目していく必要がある⁽³⁾。

(2)神戸市鷹取東地区(約8.5ha)¹⁰⁾¹¹⁾

a)地区の概要

被災前は住・工・商の混在する密集市街地である。震災では火災が発生し、ほとんどの建物は焼失した。野田北部地区2町と旭若松地区6町の計8町からなるが、野田北部地区では震災前からまちづくり協議会が存在し、そこで公園整備やコミュニティ道路整備が進められていた。

b)震災後の経緯

震災以後、野田北部まちづくり協議会が中心となって、名簿づくり、大学によるデザインゲーム、学習会、勉強会などが積極的に行われた。平成7年4月には区画整理への合意がなされた。翌5月には、建築事務所の森崎氏がモデル換地案を地区住民に提示している。その後、旭若松地区と合流し、同年7月に鷹取東まちづくり協議会が発足した。事業後の生活を想定しながら、区画整理への付帯条件の確認とともに事業計画案が作成されなされ、同年11月に事業計画決定をみている。その後、審議会委員の選

挙、仮換地の指定と事業が進んでいる。同年10月には土地区画整理事業区域初の工事が着工した。現在、地区計画がつくられるとともにインナー長屋制度を活用して共同建替えを含む上物づくり、すまいづくりが検討されている⁽³⁾。

c)まとめ

震災前からまちづくり協議会が存在していたことは非常に重要である。そこでまちづくりの経験により、地区住民は不動産や都市計画についての知識を有していた。さらに専門家が住民にもまた行政にもつかず中立的行動した。行政に対しても住民に対しても専門家の観点から不十分である点について批判を行っていたし、逆に行政の言葉をわかりやすく住民に説明したり、住民間の矛盾する意見を調整して、行政と交渉するなど重要な役割を果たしていた。

協議会の会長さんは、皆が一体となって一日も早い復興を望んだことが事業計画決定一番乗りの要因であるといわれた。住民同士が譲り合い、また早い復興のために行政と協働するとの姿勢で望んだこと、そして住民に詳細かつわかりやすい街区、換地、そして上物のプランが提示されて、修正を繰り返しながら議論が進められたことが要点である。実際の事業計画案、道路の構成、幅員、公園の配置等は、区画整理設計の専門家から見れば必ずしもよい評価を得られないであろう。この案は、事業後誰がいかなる建物を建ててどのような生活をするか、そして被災の状況はどうであったかというミクロな視点から作られたものである。協議会の複数のメンバーによれば「このことが住民間の利害調整に寄与した」とのことであった。

4. 関係主体の役割に関する意味解釈

以上、2地区の事例を紹介したが、この他にも各地区画整理事業地区でジレンマを乗り越えるためにさまざまな試みがなされている。この過程で重要な機能を果たしているのが、①まちづくり協議会、②専門家、③行政の各主体である。ここでは主体ごとにジレンマ解消のためにどのような役割を果たしているかについて検討する。

(1)まちづくり協議会

神戸市はまちづくりの進め方について「協議会方式」を導入した先進的な都市である。1981年に「神戸市地区計画及びまちづくり協定に関する条例」(1989年改定)がつくられ、真野地区などいくつかの地区で、協定づくり、地区計画の検討などの活動が行われてきた。震災後の救助活動にも寄与したといわれている。しかしそのような活動が行われてきた一部の地区を除いては、震災まで都市計画、まちづくりについての知識はほとんどなかった。すべてがはじめての中で、多くの地区では自治会、町内会が主体となって協議会が作られた。協議会が果たしている機能は、①住民に対しての情報提供や意見交換や学習の場の提供、②住民からの意見の収集及び調整、③行政へのまちづくりに関連する要求及び提案、である。ここでの住民は、土地区画整理事業の対象となる土地所有者及び借地権者という狭いものではなく、借家人も含む。この協議会によって、関係住民間また行政との利害の構造が明らかにされる。利害の構造が明らかにされること自体が、ジレンマの解消に寄与することも少なくない。また共同建替えの契機となったり、事業計画決定後も地区計画の策定、公園の管理などまちづくり活動が続けられていく可能性もある。

しかし協議会にも限界が存在する。住民は専門的な情報を必ずしも有していないために、不完全な情報のもとで、また短期的、狭域的な視点から意思決定を下しがちである。実際、減歩に対して土地のタダどりだ、というような必ずしも正確ではない情報が流れたり、自分の建物が被災しなかったからというだけで地区全体の防災性について考慮せずに事業は不要であるなどという意見が聞かれたりした。このようなバイアスを取り除く方策が必要であり、その一つが次に述べる専門家の役割である。

またまちづくり協議会はまちづくりを目標とする機関であることを構成員が十分認識しなければ、協議会自体の活動が停滞してしまう。自治会や町内会といった親睦組織、単なる意見の集約機関の延長として活動が進むと対立しがちな権利の調整が必要とされるまちづくり活動は困難となる。

(2)専門家

情報の非対称性を解消し、情報の共有を行政と住民の間にたって進め、さらには、ジレンマ解消のための中立的立場から具体的な解決策を掲示することが専門家の役割である。短期的、狭い範囲で意思決定しがちが住民に対して、長期的また広域的な観点からアドバイスを行う。そしてどのような利害の構造になっており、それを解消するために必要な具体策を、弁護士は、法制度の仕組みから、建築家は、共同建替えを念頭においた上物のプランを作成して、住民と協働しながら示している。また行政との交渉窓口となる際には、住民が抱きがちな劣等感なく、すなわち、そこから生じがちな感情的議論を回避しつつ行えることが大きな利点となる。中立的立場を保てる専門家がない協議会は、単なる行政への要請機関となったり、逆に行政の窓口となる傾向があり、本来のまちづくりを協議するという目的が達成されにくい⁽⁵⁾。

(3)行政

土地区画整理事業は、前述の通り、宅地を再配置するため、被災前の状況を変えてしまう可能性をも有している（もちろん、被災前の地区の歴史、特徴を継承した計画も立案できる）。そのため、平成7年3月の都市計画決定は、復興するまちの目標像についてのイメージを共有できなかった住民との心理的距離を大きくさせ、協働のまちづくりをすすめるという観点からはマイナスに働く。一度不十分な情報のもとで形成された感情的対立をうめるために、非常に多くの労力を要することは心理学の研究を持ち出すまでもなく、明らかである⁽⁶⁾。

その後、行政も住民との協議の中で、事業計画を決定するという姿勢を示しており、徐々に対立は緩和されつつあるといえる。そして住民の負担を軽減するために、税の減免措置、補助金の投入、借り上げ住宅の供給また積極的に用地買収を進め、減歩の軽減や受皿住宅の整備を進め、借家人や社会的弱者の保護を図る試みがなされている。これはジレンマ構造における各参加者の利得そのものを変更して、その解消を容易にしようとするものと解釈できる。

5. おわりに

震災から1年半以上経過したにもかかわらず、一部の区域では依然として住民間での協調、住民と行政との連携が図れないまま、対立が続いている地区がある。しかし、土地区画整理事業区域には約10億円/haの資金が投入されるが、区域から外れればこの資金の投入はなく、自力で再建を図るしかない。復興促進区域で都市計画事業がなされない白地地区では、依然として更地のまま放置されている敷地が無数にある。無接道宅地や狭小宅地の再生には協調化、共同化が求められるが、住民は必ずしも十分な資金力やコミュニケーション能力を有しない。従って、自発的な交渉だけに委ねておいては、こうした地区的復興は困難である。かといって、行政が強制的に事業をすすめることも難しい。このように事業地区とその他の地区、そして行政と住民の間に「すきま」が存在する。

まちづくり協議会という仕組み、そして専門家の支援活動などはこうした「すきま」をうめるために重要な機能を果たすことができるのではないだろうか。渡辺(1996)は、まちづくり提案権を有する協議会方式によるまちづくりを進めることができるとの見解を示している¹²⁾。著者は今後も観察を続けるとともに、壮大な実験ともいえる被災地の試みを阪神・淡路地域だけにとどめず、全国そして地震の発生可能性から逃れることができ困難な世界の地域に対して発信することが重要であると考えている。

謝辞

本稿をまとめるにあたって、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、北淡町、住都公団の復興区画整理担当者、及び各まちづくり協議会の役員との意見交換が非常に有益であった。また日本不動産学会研究分科会のメンバーからも貴重な情報、意見をいただきいた。心より謝意を表します。

注

- (1)この2段階決定についてはこれまでにない試みであり、今後の研究課題として分析をしたいと考えている。
- (2)裁判によって取消判決が確定しないかぎり、あるいは執行停止の決定がなされないかぎり、公定力によって事業は中止しない。また違法性があったとしても、現状

回復を図ることが社会経済的に不可能・不合理と判断されるような場合には取消判決をしないで、請求棄却判決をすることもある（事情判決という。）

(3)芦屋市中央地区では11月2日に第3回まちづくり協議会総会が開催された。今度は、事業経過報告、事業計画(案)の承認、役員の選任承認など議事が進行したことである。またこのまちづくり協議会では弁護士が顧問として参加している。正確な情報を提供し、対立が生じがちな論点について中立的な判断を行って地区住民の利害調整に寄与している。事後的な関与ではなく、事前の利害調整に関与するという新しい試みがなされている。筆者は献身的な努力に敬意を表するとともに、今後、弁護士の事前的な利害調整への関与について検討したいと考えている。

(4)初の仮換地指定は、野田北部まちづくり協議会となる2ヵ町であった。仮換地の素案は森崎氏が平成7年5月、直接個々の住民と話しあって作成している。これにもとづいて、まちづくり協議会、市そして住民が協働して仮換地案を作成した。残りの6ヵ町では市が個々の住民と直接交渉しながら、案の作成が進められている。

(5)住民から専門家に期待されている機能には、①住民が作成困難な具体的なプラン、②住民間の合意形成(利害調整)、がある。専門家は①には対応可能であるか、②への対応には限界がある。プランづくりには個々人のさまざまな事情をすべて把握して行わなくてもできるが、住民間の合意形成は個々人の暮らし、生き方すべてと向き合わなければならない。そして個々人が専門家をどのように見ているかも重要な要素であり、互いの心理的距離(目標への同調性などから構成される)が遠ければ、調整は困難である。専門家はジレンマ状況にあることを説明することは重要な機能であるが、個々の住民と専門家の間にも、新たなジレンマが生じる可能性があることに留意すべきである。

(6)尼崎市築地地区においては、平成7年3月に都市計画決定を行わず、住民との協議を経た同年8月に都市計画決定を行っている。早急に決定しなかった要因として、過去の地盤沈下に加えて、今回の震災では液状化が生じ、根本的な対策を地区全体として講じる必要があったこと、震災前から住民の福祉などの活動が盛んであったこと、そして行政と地区住民の強い信頼関係があったこと、などが挙げられる¹³⁾。今後の都市計画決定手続のあり方を検討するための一つの材料となると思われる。

【参考文献】

- 1)高寄昇三：阪神大震災と自治体の対応、学陽書房、pp. 159-201、1996
- 2)安本典夫：震災復興と土地区画整理事業、市街地再開発事業、民商法雑誌 Vol. 112. No. 4・5、pp. 579-603
- 3)安本典夫：復興まちづくりと住民参加、ジュリスト No. 1070 阪神・淡路大震災法と対策、pp. 87-92、1995
- 4)荏原昭則：震災復興とまちづくり、自治体学会「防災と自治」、pp. 14-22、1996
- 5)坂和他：震災復興まちづくりへの模索、都市文化社、pp. 63 以下、1995
- 6)塩崎賢明：3. 17都市計画決定再考、生活再建への課題、pp. 145-153、兵庫県震災復興研究センター、1996
- 7)谷下雅義：公共事業用地取得の利害調整システムに関する考察、都市計画論文集 No. 30, pp. 433-438
- 8)住宅・都市整備公団震災復興事業本部芦屋土地区画整理事務所：芦屋中央地区土地区画整理事業の概要、1996
- 9)坂和章平：芦屋中央地区の皆様への7P-L1、2、1996
- 10)児玉、高田他：神戸復興、造景 No. 1、1995
- 11)神戸市都市計画局：鷹取東のまちづくり No. 1-3、1995-1996
- 12)渡辺俊一：わが国都市計画制度の課題と展望、都市問題研究、pp. 3-17、1996. 3
- 13)浅野弥三一：築地地区復興まちづくりの1年、これから課題、学んで語って結んで、尼崎都市・自治体問題研究所、pp. 3-10, 1996

INTEREST CONFLICTS IN CITY PLANNING PROJECT AREA FOR RECONSTRUCTION OF GREAT HANSHIN-AWAJI EARTHQUAKE DISASTER

Masayoshi TANISHITA

After the 1995 Great Hanshin-Awaji Earthquake disaster, land readjustment project are planned and implementing. This project aims to reconstruct roads, parks and to improve usefulness of lots for building safe and comfortable community. But in some areas, opposition against this project and interest conflict between residents and government are occurring. In this paper, I show the situation of interest conflicts and trials to overcome this conflicts thorough the case study in Hanshin area.